

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

路線名	下日野沢東門平吉田線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字下日野沢字山下一 二〇〇番一地从郡同町大字下 日野沢字扇畑一二二六番一地从
供用開始の期日	令和六年十二月二十日
備考	平成二十七年二月十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三七〇・八四メートル